

令和8年1月26日

令和8年度差押不動産等の鑑定人の応募要領

- 1 高松国税局では、高松国税局の管轄区域に所在する全国の国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）及び税務署において差し押さえた不動産等の時価の鑑定評価等を行うための鑑定人として、不動産鑑定士を以下の期間募集します。

募集期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月13日（金）まで（必着）

- 2 依頼する業務は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行う次の業務です。

- ① 差押不動産（国税徴収法第89条の2第4項に規定する特定参加差押不動産を含みます。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」といいます。）の鑑定評価
- ② 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- ③ ①、②に付随する諸業務

また、鑑定評価、現況調査又は意見書の作成（以下「評価等」といいます。）を依頼する不動産に関して、依頼した業務を通じて知り得た情報については、保持いただくべき守秘義務があるとともに、作成いただいた鑑定評価書、調査報告書又は意見書については、差押不動産等の公売時又は税務上の係争が生じた場合等に、公告書類又は参考資料として公開対象となります。

業務の詳細については、別紙1「仕様書」に記載しておりますので、必ず確認願います。

- 3 具体的な応募手続等については、以下のとおりですので、応募資格等をよく確認して所定の申請書類により受付期間内に応募してください。

(1) 応募資格

応募資格を有するのは、以下の全ての要件を満たしている不動産鑑定士です。

- イ 現に、不動産の鑑定評価に関する法律（以下「鑑定評価法」といいます。）第22条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者又は登録を受けている不動産鑑定業者の事務所の常勤の不動産鑑定士であること。
- ロ 過去3年間（暦年）において不動産の鑑定評価（競売不動産の評価を含みます。）を年間5件以上行うなど十分な鑑定評価経験があること。
- ハ 不動産鑑定士及びその不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っていること。
- ニ 鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。
- ホ 不動産鑑定士の所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けた場合には、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。

へ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産についての競売の申立て、破産手続開始の申立てがあること等により、依頼する業務の遂行に重大な支障が生ずると認められる事情がないこと。

ト 依頼した業務に携わる期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にあること。

(2) 応募手続

イ 申請書類

様式 1-1「鑑定人の希望届出書」(応募を希望する不動産鑑定士が、同一の不動産鑑定業者に2名以上いる場合は、様式 1-2「鑑定人の希望届出書(次葉)」を併せて提出する。)

様式 1-3「誓約書・役員等名簿」

様式 1-4「指名停止等に関する申出書」

ロ 申請書類等の配付期間

令和8年1月26日(月)から

ハ 申請書類の入手方法

応募手続に係る申請書類は、全国の国税局のホームページ「調達情報」に掲載している様式をダウンロードすることにより入手してください。また、全国の国税局会計課又は徴収部(別紙2「申請書類の提出先及び照会先」)の窓口にて直接入手することもできます。

(3) 応募の受付先

高松国税局会計課に提出してください。

(4) 応募の受付期間

令和8年1月26日(月)から令和8年2月13日(金)まで(必着)

4 差押不動産等の鑑定人の募集は、各国税局で実施しています。

高松国税局の管轄区域(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)以外の都道府県に所在する差押不動産等の評価等を希望される方は、別紙2「申請書類の提出先及び照会先」を参照の上、その都道府県を管轄する国税局にも申請書類を提出してください。

5 応募された不動産鑑定士については、3(1)の応募資格及び提出いただいた申請書類に基づき登録審査を行います。

審査の結果、各国税局において、令和8年度の鑑定人として登録することとなった不動産鑑定士については、応募された不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者宛に登録した旨を通知します。

仕 様 書

1 業務内容

鑑定評価等の業務内容は、以下に記載した項目に基づき、全国の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）又は税務署において差し押さえた不動産等について、公売等を行うための参考として、依頼する次の業務である。

（業務内容）

- ① 差押不動産（国税徴収法第 89 条の 2 第 4 項に規定する特定参加差押不動産を含む。以下同じ。）又はそれ以外の不動産（以下「差押不動産等」という。）の鑑定評価
- ② 差押不動産等の現況調査に係る調査報告書の作成又は意見書の作成
- ③ ①、②に付随する諸業務

2 評価等を依頼する不動産の範囲

鑑定評価、現況調査又は意見書の作成（以下「評価等」という。）を依頼する不動産は、高松国税局管轄区域（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する差押不動産等である。

3 評価等の依頼

差押不動産等の評価等の依頼については、令和 8 年度の鑑定人として登録した鑑定人の中から、原則として、応募時に提出された申請書類（様式 1-1 及び様式 1-2）の「⑪希望する業務」欄及び「⑫精通している（希望する）地域及び種別・類型」欄に基づき、鑑定人となることを希望した不動産鑑定士を指定して行う。

なお、希望する業務を依頼すべき差押不動産等がない場合や評価等を依頼すべき差押不動産等が希望する地域にない場合、また、希望する地域における鑑定人の人数が、令和 8 年度に評価等を依頼する差押不動産等の件数より多い場合などには、契約期間内に評価等の依頼が行われないこともある。

依頼すべき業務を希望する鑑定人がいない場合や、差押不動産等の所在地の評価等を希望する鑑定人がいない場合などには、希望する業務以外の業務や、希望地域以外の所在地の差押不動産等の評価等を依頼することがある。

また、差押不動産等の評価等の依頼は、原則として、高松国税局から行うが、評価等を行う差押不動産等に係る事案が高松国税局又は当局が管轄する税務署の担当でない場合は、その事案を担当する国税局から評価等の依頼を行う。

（参考）

令和 7 年度における高松国税局の評価等依頼実績（令和 8 年 1 月 26 日現在）

- 登録した鑑定人の人数 53 人
- 鑑定評価を依頼した人数 11 人

4 鑑定評価の留意点

- (1) 鑑定評価額の決定に当たっては、不動産鑑定評価手順を十分に尽くし、専門職業家とし

ての良心に従い、適正と判断される額を決定すること。

- (2) 公売財産である不動産の鑑定評価額には、市場性減価（公売財産の種類、性質などにより市場性が劣ること等による固有の減価）を適切に反映させること。
- (3) 差押不動産等によっては、鑑定評価書に土地と建物（借地権等を考慮した価格）等の内訳価格の記載を依頼することがあるので、その場合は鑑定評価額の内訳価格を記載すること。
- (4) 底地（宅地について借地権の付着している場合における当該宅地の所有権）の鑑定報酬は更地価格を基礎とするため、更地価格を明記した上で、鑑定評価額を記載すること。

5 鑑定評価書の提出

差押不動産等の鑑定評価を依頼した場合には、依頼した日から 30 日以内（権利関係錯綜などにより期限内の提出が困難な場合は別途協議）に、指定された部数の鑑定評価書を作成し、鑑定評価を依頼した国税局に提出すること。

また、鑑定評価を依頼した差押不動産等の写真等のデータについては、鑑定評価書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデータを提出すること。

6 調査報告書の提出

差押不動産等の現況調査を依頼した場合は、現況調査を依頼した日から 10 日以内に、指定された部数の調査報告書（様式 2-1）及び調査票（様式 2-2）を作成し、現況調査を依頼した国税局に提出すること。

また、調査を依頼した差押不動産等の写真等のデータについては、調査報告書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデータを提出すること。

7 意見書の提出

(1) 差押不動産に係る意見書

時点修正率、個別格差率又は市場性修正率を算出する場合や既に鑑定評価額を算出している一体の財産についてその内訳（割合）を算出する場合など、直接的に価格を求めないものとして意見書の作成を依頼した場合は、指定された期限までに、指定された部数の意見書を作成し、依頼した国税局に提出すること。

(2) 差押不動産以外の不動産に係る意見書

差押不動産以外の不動産について、国税局が提供する鑑定評価書の写しに記載されている内容に対する意見書の作成を依頼した場合は、依頼した日から 10 日以内に、指定された部数の意見書を作成し、国税局又は国税局が指定する税務署に提出すること。

(3) データの提出

上記(1)又は(2)により、意見書の作成を依頼した不動産の写真等のデータについては、意見書とは別に提出を求める場合があるので、その場合は、指定された提出方法によりデータを提出すること。

8 鑑定報酬

評価等を依頼した差押不動産等の鑑定評価書、調査報告書、意見書等（以下「鑑定評価書等」という。）が提出された後、鑑定報酬額を支払う。

なお、この鑑定報酬額は、国土交通省内に設置されている「中央用地対策連絡協議会事務局」において協議会会員間で申合せがされた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」を基準として別添「差押不動産等の評価等の依頼に係る鑑定評価報酬基準額」に基づき算出する鑑定報酬額による。

9 鑑定評価等により知り得た情報の秘密保持

依頼を受けた評価等において知り得た情報については、契約期間中のみならず、契約期間後においても秘密保持の義務がある。

10 連絡等の禁止

本業務に係る差押不動産等の本業務を基礎とした換価が終了するまでは、国税局又は税務署の職員を介することなく、本業務に係る差押不動産等の所有者及びその関係者に、直接であると、間接であるとを問わず、連絡等を行うことはできない。

11 換価による買受けの禁止

本業務に係る差押不動産等が本業務を基礎として換価に付された場合には、直接であると、間接であるとを問わず買い受けることはできない。

12 情報の公開

上記5から7により提出された鑑定評価書等については、鑑定評価を行った差押不動産を公売する場合や鑑定評価等を行った不動産について税務上の係争が生じた場合等には、公開する場合がある。その際、評価等の依頼のあった国税局から不足資料等の提出又は補正の指示を受けたときは、速やかに、その指示に基づく資料を作成の上、提出すること。

13 評価等の依頼の取消し

応募資格に該当しないこととなった場合、不動産の鑑定評価に関する法律第40条に基づく懲戒処分を受けた場合、主宰する（所属する）不動産鑑定事務所が同法第41条に基づく監督処分を受けた場合、評価等に当たり国税局の指示に従わない場合などには、既に行っている差押不動産等の評価等の依頼を取り消す。

なお、鑑定評価書等の提出前に、上記の事由により評価等の依頼を取り消した場合は、その鑑定評価等に係る鑑定報酬は支払わない。

また、評価等の依頼を取り消した後は、差押不動産等の評価等の依頼を行う鑑定人の登録から抹消する。

14 個人番号に係る対応

国税局から「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成のため、個人番号の提供及び本人確認書類の写しの提出を求められた場合は、速やかに国税局の指示に従うこと。

15 その他

上記 1 から 14 までの記載のない事項については、差押不動産等の評価等の依頼を行った
国税局の担当官と必要に応じて協議すること。

申請書類の提出先及び照会先

鑑定評価等を希望する不動産 の所在地のある都道府県	提出先、照会先、電話番号	住 所
北海道	(提出) 札幌国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	(提出) 仙台国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 A 棟
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、新潟県、長野県	(提出) 関東信越国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県	(提出) 東京国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 03-3542-2111	〒104-8449 中央区築地 5 丁目 3 番 1 号
富山県、石川県、福井県	(提出) 金沢国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎
岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	(提出) 名古屋国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3 丁目 3 番 2 号 名古屋国税総合庁舎
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	(提出) 大阪国税局 会計課 (照会) 同 特別整理総括第二課 (電話) 06-6941-5331	〒540-8541 大阪市中央区大手前 1 丁目 5 番 63 号 大阪合同庁舎第 3 号館
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	(提出) 広島国税局 会計課 (照会) 同 徴収課 (電話) 082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	(提出) 高松国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前 2 番 10 号 高松国税総合庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県	(提出) 福岡国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎
熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	(提出) 熊本国税局 会計課 (照会) 同 特別整理第一部門 (電話) 096-354-6171	〒860-8603 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟
沖縄県	(提出) 沖縄国税事務所 会計課 (電話) 098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町 9 番地 沖縄国税総合庁舎
	(照会) 同 統括国税徴収官 (電話) 098-875-9022 (直通)	〒901-2550 浦添市宮城 5 丁目 6 番 12 号 北那覇分庁舎

(注) 電話番号は、各国税局(事務所)の代表電話を記載しています(沖縄国税事務所統括国税徴収官を除く。)

鑑定人の希望届出書（令和8年度）

(令和 年 月 日作成)

No. _____

不動産鑑定業者に関する事項	① 不動産鑑定業者の名称等		②		国土交通大臣登録			
	所在地 (フリガナ) 名称 (商号) 代表者 () 法人の場合、かつこ内に代表者の肩書きを記載	〒 所轄税務署 (税務署) 整理番号 ()	登録 年月日	番号 ()第 号 知事登録	昭・平・令 年 月 日			
					③ 電話番号 () —			
	当社(所)の常勤不動産鑑定士である次の者が、国税局(沖縄国税事務所を含む。)又は税務署の差押不動産等の鑑定人となる希望を申し出、鑑定評価等業務に従事することを承諾します。		④ FAX () —					
	⑤ 会社等の概要		○資本金等の額 千円 ○従業員数 人 (うち、不動産鑑定士) 人		○直近3年間の不動産の鑑定評価件数(競売不動産の評価を含む。)		令和 5 年 件、令和 6 年 件、令和 7 年 件	
不動産鑑定士に関する事項	⑥ 登録年月日 昭・平・令 年 月 日		⑧ 住所		⑨ (フリガナ)氏名		⑩ 生年月日	
	⑦ 登録番号 第 号		〒 所轄税務署 (税務署) 整理番号 ()				大・昭・平 年 月 日	
	⑪ 希望する業務		☐ 鑑定評価(鑑定評価書の作成)		☐ 現況調査等(調査報告書又は意見書の作成)		☐ 鑑定評価及び現況調査等	
	⑫ 精通している (希望する)	地域						
		種別・類型	☐ 宅地地域 ☐ 農地地域 ☐ 林地地域					
			☐ 宅地 ☐ 農地 ☐ 林地 ☐ 見込地 ☐ 移行地					
			☐ 更地 ☐ 建付地 ☐ 借地権 ☐ 底地 ☐ 区分地上権					
	☐ 自用の建物及びその敷地 ☐ 貸家及びその敷地 ☐ 借地権付建物 ☐ 区分所有建物及びその敷地							
	理由							
	⑬ 一般鑑定 (直近1年間)	差押不動産等鑑定依頼の有無(直近分)	競売不動産評価依頼の有無(直近分)	国税の鑑定評価担当の有無(直近分)	地価公示・調査担当の有無(直近分)	固定資産税鑑定担当の有無(直近分)	特殊な物件に係る鑑定評価経験	
年 件 (主な市区町村名)		☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な鑑定地域名)	☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な評価地域名)	☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な鑑定地域名)	☐ 有 ☐ 無 年分 (主な担当市区町村名)	☐ 有 ☐ 無 年分 (主な担当市区町村名)	公簿と現況が相違する物件 ☐ 有	
		(主な鑑定種別・類型)	(主な評価種別・類型)	(主な鑑定種別・類型)	(公示 ・ 調査 ・ 双方)		無権原占有者が存在する物件 ☐ 有	
							大規模物件(500㎡以上) ☐ 有	
⑭ 直近3年間の不動産の鑑定評価件数(競売不動産の評価を含む。)								
令和 5 年 件、令和 6 年 件、令和 7 年 件								
⑮ その他 ☐ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っている。 ☐ 不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)第40条の規定による懲戒処分を受けていない又はその処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過している。 ☐ 所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けていない又はその処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過している。 ☐ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産について、競売の申立て、破産手続開始の申立て等がない。 ☐ 依頼した業務に携わるすべての期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にある。								

注1 鑑定評価に精通している(希望する)地域、種別・類型は、複数記載して差し支えありません。
2 鑑定評価等を依頼する差押不動産等の所在地は、必ずしも希望された地域とならない場合があります。
3 記入欄が不足する場合は、次葉(様式1-2)を作成してください。

鑑定人の希望届出書（令和8年度）

（次葉）

No. _____

不動産鑑定士に関する事項	⑥ 登録年月日 昭・平・令 年 月 日		⑧ 住 所		⑨ (フリガナ) 氏 名		⑩ 生 年 月 日		
	⑦ 登録番号 第 号		〒				大・昭・平 年 月 日		
			所轄税務署 (税務署)		整理番号 ()				
	⑪ 希望する業務		☐ 鑑定評価(鑑定評価書の作成)		☐ 現況調査等(調査報告書又は意見書の作成)		☐ 鑑定評価及び現況調査等		
	⑫ 精通している (希望する)	地 域							
		種別・類型	☐ 宅地地域 ☐ 農地地域 ☐ 林地地域						
			☐ 宅地 ☐ 農地 ☐ 林地 ☐ 見込地 ☐ 移行地						
			☐ 更地 ☐ 建付地 ☐ 借地権 ☐ 底地 ☐ 区分地上権						
			☐ 自用の建物及びその敷地 ☐ 貸家及びその敷地 ☐ 借地権付建物 ☐ 区分所有建物及びその敷地						
	理 由								
⑬ 鑑定実績	一 般 鑑 定 (直近1年間)	差押不動産等鑑定依頼の有無(直近分)	競売不動産評価依頼の有無(直近分)	国税の鑑定評価担当の有無(直近分)	地価公示・調査担当の有無(直近分)	固定資産税鑑定担当の有無(直近分)	特殊な物件に係る鑑定評価経験		
	年 件 (主な市区町村名)	☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な鑑定地域名)	☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な評価地域名)	☐ 有 ☐ 無 年 件 (主な鑑定地域名)	☐ 有 ☐ 無 年 分 (主な担当市区町村名)	☐ 有 ☐ 無 年 分 (主な担当市区町村名)	公簿と現況が相違する物件 ☐ 有		
		(主な鑑定種別・類型)	(主な評価種別・類型)	(主な鑑定種別・類型)	(公示 ・ 調査 ・ 双方)			無権原占有者が存在する物件 ☐ 有	
								大規模物件(500㎡以上) ☐ 有	
⑭ その他	直近3年間の不動産の鑑定評価件数(競売不動産の評価を含む。)								
	令和 5 年 件、令和 6 年 件、令和 7 年 件								
⑭ その他	☐ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者が適正な申告・納税を行っている。								
	☐ 不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)第40条の規定による懲戒処分を受けていない又はその処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過している。								
	☐ 所属する不動産鑑定業者が、鑑定評価法第41条の規定による監督処分を受けていない又はその処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過している。								
	☐ 自己及び自己の所属する不動産鑑定業者の財産について、競売の申立て、破産手続開始の申立て等がない。								
	☐ 依頼した業務に携わるすべての期間を通じてその業務を速やかに、かつ、適切に実施できる状況にある。								

(様式1-2)

「鑑定人の希望届出書」の記入の要領

- 1 鑑定人の希望届出書は、応募を希望する不動産鑑定士が所属する不動産鑑定業者（不動産鑑定業者として登録している業者）ごとに作成してください。

したがって、本社及び支社がそれぞれ不動産鑑定業者として登録されており、そこに所属する不動産鑑定士が応募を希望する場合には、本社、支社それぞれ別に作成してください。

- 2 「①不動産鑑定業者の名称等」欄の「名称(商号)」及び「⑨氏名」欄には、フリガナを記入してください。

また、①及び⑨の「整理番号」には、確定申告書等に記載する8桁の整理番号を記入してください。

- 3 「②登録」欄の「番号」は、「国土交通大臣登録」又は「知事登録」の該当する方に○印を付し、知事登録業者である場合には、登録先の都道府県名を記入してください。

また、「登録年月日」は、直近の更新年月日ではなく、最初に業者登録をした年月日を記入してください。

- 4 「⑤会社等の概要」欄について

(1) 「資本金等の額」は、法人業者のみ記入してください。

(2) 「従業員数」は、本社は本社のみ、支社は支社のみの従業員数を記入してください。

(3) 「直近3年間の鑑定評価件数」については、不動産鑑定業者として行った不動産の鑑定評価件数（競売不動産の評価を含む。）を記入してください。

- 5 「⑥登録年月日」及び「⑦登録番号」欄は、応募を希望する不動産鑑定士の国土交通省に登録されている年月日及び番号を記入してください。

- 6 「⑪希望する業務」欄は、鑑定評価、現況調査等、鑑定評価及び現況調査等のうち希望する業務にチェックしてください。

※ 評価等を依頼すべき不動産の件数等の事情により、希望しても依頼しない場合や、希望しない業務を依頼することがあります。

- 7 「⑫精通している（希望する）」欄について

(1) 「地域」は、応募を希望する不動産鑑定士が、鑑定評価業務に精通している地域又は鑑定評価等を希望する地域を、「別表」に記載する地域の中から選択し、記入してください。

(2) 「種別・類型」は、鑑定評価等に精通している主な不動産の種別及び類型にチェックしてください。

(3) 「理由」は、精通している（希望する）理由を簡潔に記入してください。

- 8 「⑬鑑定実績」欄について

(1) 「一般鑑定」欄は、直近1年間を対象として、応募する不動産鑑定士が担当した件数及び鑑定を行った主な市区町村を記入してください。

(2) 「差押不動産等鑑定依頼の有無」欄から「固定資産税鑑定担当の有無」欄までは、直近3年程度の実績を対象として、実績の有無をチェックしてください。また「有」にチェックした場合には、直近に行った鑑定の年や主な鑑定地域名等を記入してください。

(3) 「直近3年間の鑑定評価件数」については、応募する不動産鑑定士が直近3年間に担当した不動産の鑑定評価件数（競売不動産の評価を含む。）を記入してください。

(4) 「特殊な物件に係る鑑定評価経験」については、鑑定評価を担当した経験がある物件にチェックしてください。

9 「⑭その他」欄は、該当する項目にチェックしてください。

10 貴社(所)に所属する不動産鑑定士のうち、2名以上が応募する場合は、応募する不動産鑑定士全員について、「次葉(様式1-2)」を作成してください。

精通している（希望する）地域

「鑑定人の希望届出書」の⑫欄に記入いただく地域は、次の地域から選択してください。
また、⑫欄は、複数の地域を記載して差し支えありません。

地 域 名 称		地 域 範 囲
徳島県	全域	徳島県全域
香川県	全域	香川県全域
愛媛県	全域	愛媛県全域
高知県	全域	高知県全域

なお、当局が管轄する都道府県以外の地域についても応募を希望される場合は、その都道府県を管轄する国税局にも様式 1－1 及び様式 1－2 を提出する必要がありますので、別紙 2「申請書類の提出先及び照会先」を参照の上、該当する国税局の別表等を確認してください。

誓 約 書

私（当社）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

高松国税局総務部次長 殿

令和 年 月 日
住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※ 当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
高松国税局総務部次長 殿

住 所
又は
所 在 地

氏 名
又は
名 称

代表者氏名

「令和 8 年度差押不動産等の鑑定人」の公募に当たり、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

令和 年 月 日

_____ 殿

住所 _____

名称 _____

調 査 報 告 書

次の不動産に係る、調査結果について、別添のとおり報告します。

調査物件	所 在			
	地 番		地 目	
	地 積			
調査依頼年月日		年 月 日		
処 理 済 年 月 日		年 月 日		
添付書類				

別 添

調 査 票

1 調査対象財産の表示

財産種別	所 在	数量
土地		
	【仮換地】 街区番号 画地番号	

2 調査経緯

調査年月日	調査先	特記事項
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

3 財産の状況

細目・利用区分	宅地・山林〔普通・保安林〕・田・畑・その他〔雑種地、 自用地〔未利用・居住用・事業用〕・貸地〔居住用・事業用〕・貸家建付地〔未 利用・居住用・事業用・不明〕、その他〔 事業用として利用している場合には事業内容：
現 況	【現 況】 田・畑、山林・駐車場・資材置場・貸宅地・〔 【道路差】 等高 ・ 道路より m 高・低 【傾 斜】 平坦 ・ 斜面〔東・西・南・北〕 約 度〔 %〕
境界確定	未確認・確認箇所〔
登 記	【地 目】 登記地目〔 【地 積】 登記地積 m ² ・実測地積 m ² 〔精度区分： 【甲区記載】 無・有〔仮処分・差押・買戻特約・仮登記・売買予約〕 【乙区記載】 無・有〔 【建 物】 無・有〔登記無 ・ 登記有〕
廃棄物・放置物	無・有〔内容：
埋設物・土壌汚染	無・不明・有〔内容：
そ の 他	

4 法令に基づく制限

都市計画	区域内〔市街化・調整・未指定〕 ・ 準区域内 ・ 区域外
用途地域	一低住 ・ 二低住 ・ 一中高 ・ 二中高 ・ 一住 ・ 二住 ・ 準住 ・ 近商 ・ 商業 ・ 準工 ・ 工業 ・ 工専 ・ 田園、
建ぺい率等	建ぺい率〔 〕％ ・ 容積率〔 〕％
地域・地区	地域地区〔 〕、地区計画〔 〕
管理・建築協定	
敷地面積の制限	無・有〔最低敷地面積 ㎡〕
河川区域等	区域外・河川区域・河川保全区域〔制限： 〕
埋蔵文化財包蔵地	非該当・該当〔 〕 【試掘調査】不要・必要〔基準：開発行為時・所有権移転時・ 【費用負担者】 【試掘調査】行政・原因者 【発掘調査】個人住宅建設〔行政・原因者〕・個人住宅以外〔行政・原因者〕
その他	

5 開発行為

要許可面積	㎡以上〔法令、条例、指導要綱名： 〕
接道要件	〔 〕に幅員 m以上接道、
ミニ開発	不可・可〔要件： 〕
その他要件	
開発の可否	可・不可〔理由： 〕
その他	

6 接面道路の状況

	1	2
道路位置	東・西・南・北・〔 〕	東・西・南・北・〔 〕
種類	国 県 市 町 村道・私道・	国 県 市 町 村道・私道・
道路番号	〔管理者： 〕	〔管理者： 〕
所有権者 (地番あり)	〔地番〕	〔地番〕
建築基準法	条 項 号 ・ 非該当	条 項 号 ・ 非該当
幅 員	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕
後 退 幅	不要・必要〔 線から m〕	不要・必要〔 線から m〕
私道持分	無・有〔申請財産、 〕	無・有〔申請財産、 〕
無償使用承諾	不要・必要・不可能〔理由： 〕	不要・必要・不可能〔理由： 〕
道路計画	無・有〔状況： 〕	無・有〔状況： 〕
その他		

7 接面水路の状況

	1	2
水路位置	東・西・南・北・〔 〕	東・西・南・北・〔 〕
状 況	開渠・暗渠・道路認定〔 〕・廃滅	開渠・暗渠・道路認定〔 〕・廃滅
管 理 者	国 県 市 町 村〔 〕	国 県 市 町 村〔 〕
水路番号		
所有権者 (地番あり)	(地番)	(地番)
幅 員	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕	認定〔 ～ m〕・査定〔 m〕
占用許可	不要・必要〔条件等： 〕	不要・必要〔条件等： 〕
そ の 他		

8 農地

農業振興地域		非所在・農業振興地域内農地〔農用地区域、 〕
土地改良区	土地改良区域	区域外・土地改良区地区名〔 〕
	地区除外	不要・必要〔除外金：不要・必要（ ）〕
	必要経費	無・有〔賦課金（ 円/㎡）・用水管理費（ 円/㎡）〕
	異動通知	不要・必要〔様式：有・任意 〕
	そ の 他	
耕作権等		無・有
農地転用		可能・不可能（理由： ）
生産緑地地区		指定有・指定無
そ の 他		

9 土地区画整理事業施行地区

施 行 者	、連絡先：
事業・区域名	
事業概要	都市計画決定日（ ）、事業認可日（ ）、施行面積（ ） 事業施行期間（ ～ ）、進捗状況（ %）、減歩率（ %） 換地予定日（ 、未定）、
仮 換 地	指定日（ 、未定 ） 、使用収益開始日（ 、未定 ）
清 算 金	無・不明・有（発生時期： 、金額 ）
賦 課 金	無・不明・有（発生時期： 、金額 ）
所有者変更届	不要・必要（様式：有 ・ 任意、 ）
管 理 者	仮換地指定後から使用収益開始前までの従前地の管理（所有者、施行者）
補償契約	無・有（契約内容等： ）
そ の 他	

10 占有物・越境物等

高圧線	無・有〔登記：有・無（内容： ）〕
電柱	無・有〔内容：本柱 本・支柱 本・支線 本・ 〕
樹木・竹	無・有〔種類： 〕
交通標識等	無・有〔所有者： 〕
越境物	無・有〔内容： 〕
工作物	無・有〔内容：囲障・ 〕
草刈	不要・必要
侵入防止柵	有・無 （設置の要否 ⇒ 要 ・ 不要 ）
その他の上空 通過物	

11 ライフライン等

上水道	本管の位置	前面道路に 有 ・ 無
	引込管の有無	無・有〔申請地用：奥まで、道路際まで、本管際まで、不明〕
	特記事項	
下水道	設置の有無	無・有（本管の位置：前面道路に 有 ・ 無 、引込管：有・無 ）
	受益者負担金	賦課済（全額支払済、要納付→許可日年度まで納付、必要額： ） 賦課予定：有（予定日、内容 ） ・ 無 徴収猶予中（国可能、 ）
	受益者変更届	不要・必要（様式：有・任意）、（必要書類： ）
	特記事項	
ガス	設置の有無	都市ガス（本管の位置：前面道路に 有 ・ 無 、引込管：有・無 ）
	特記事項	
存置可能物		専用引込管、第一桝、表示杭、メーターボックス、止水栓、
その他の維持管理 費用		

差押不動産等の評価等の依頼に係る鑑定評価報酬基準額

差押不動産等の評価等の依頼に係る鑑定評価等を行った場合には、下記により鑑定報酬額を算出する。

1 基本鑑定報酬額

基本鑑定報酬額は、一つの鑑定評価の対象となる不動産の類型につき、別表「差押不動産等基本鑑定報酬額表」に定める金額とする。

また、評価を依頼した差押不動産等が、別表に区分する複数の類型に該当する場合は、より高い類型の報酬額に定める金額により算出する。

なお、底地の鑑定報酬額は、更地価格に基づき、別表Dに定める金額により算出する。

2 鑑定報酬額の割引

(1) 近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に所在する複数地点の評価依頼

近隣地域又は同一需給圏内の類似地域に所在する複数の差押不動産等について評価を依頼した場合で、鑑定評価書を作成するために必要な資料を共通とする場合の鑑定報酬額は、評価額の大きさにより、第2番目以下の地点について、次の率により割引く。

割引の対象となる地点	割引率
評価額の大きさが 第2及び第3番目の地点	20%
〃 第4から第6番目までの地点	30%
〃 第7から第10番目までの地点	40%
〃 第11番目以下の地点	50%

(2) 複数の差押不動産等について一体として評価を依頼した場合の割引不適用

近隣地域内に複数所在する差押不動産等について、一体として評価を依頼し一つの鑑定評価書の提出を指示した場合は、その鑑定評価額の合計額に基づいて、別表により鑑定報酬額を算出するものとし、鑑定報酬額の割引は適用しない。

3 鑑定報酬額の割増

(1) 貸家の評価依頼

評価を依頼した差押不動産等が、貸家である場合は、別表に定めるA、E、F又はGのうち、該当する区分の鑑定報酬額に30%を加算する。

(2) 耕作権の評価依頼

耕作権の評価を依頼した場合は、別表の「C農地、林地、原野、池沼、墓地、雑種地の所有権」欄に定める鑑定報酬額に10%を加算する。

(3) 評価項目の増加

複数の鑑定評価額を求める場合(例えば、建物及びその敷地の価格に追加して、借地権付建物価格や底地価格等を求める場合、過去時点価額等を求める場合等)には、1項目増加ごとに、増加した評価項目の類型に係る鑑定報酬額の30%相当額を加算する。

また、借地権付建物など複数の類型に該当する鑑定評価額を求める場合は、より高い類型の鑑定報酬額を基本とし、その他の増加項目に該当する別表の類型に基づく鑑定報酬額の30%を増加項目ごとに加算する。

4 端数調整

2、3に該当することにより、鑑定報酬額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。

5 意見書等に対する鑑定報酬額

評価を依頼した差押不動産等について、意見書等の提出を指示した場合には、1～4は適用せず、次の金額による。

意見書等の作成条件	鑑定報酬額
実地調査を行っていない場合の意見書等	1件につき50,000円
実地調査を行った場合の意見書等	1件につき100,000円

※ 意見書等とは、意見書や調査報告書などの鑑定評価書に代わる簡易な書面による成果物をいう。

6 鑑定報酬額に対する消費税額及び地方消費税額

鑑定報酬額に対する消費税額及び地方消費税額は、1～5により算出した金額に対し、法令に規定する税率を乗じた額とする。

7 旅費・日当等

旅費、日当、宿泊費等の諸費用については支給しない。

ただし、島しょ等に所在する差押不動産等の評価等を依頼した場合で、実地調査には相当額の航空費又は船賃等が必要となる場合には、当局が必要と認めた相当額を支給するものとする。

8 その他

上記1～7に記載のない事項等については、差押不動産等の評価等の依頼を行った〇〇国税局の担当官と必要に応じて協議した上、決めるものとする。

別表 差押不動産等基本鑑定報酬額表

評価額 \ 類型	A 宅地又は建物の 所有権	B 宅地見込地の 所有権	C 農地、林地、原野、 池沼、墓地、雑種地の 所有権	D 宅地の借地権、 底地（貸地）の 所有権、地役権	E 区分地上権	F 自用の建物及び その敷地の所有権	G 建物の区分所有権	H 調査報告書・ 意見書の作成（実 地調査あり）	I 調査報告書・ 意見書の作成（実 地調査なし）
5 百万円まで	201,000 円	260,000 円	393,000 円	194,000 円	260,000 円	263,000 円	255,000 円	100,000 円	50,000 円
10 "	201,000	325,000	460,000	225,000	293,000	295,000	288,000	100,000	50,000
15 "	209,000	404,000	535,000	263,000	343,000	330,000	336,000	100,000	50,000
20 "	217,000	434,000	550,000	275,000	376,000	332,000	376,000	100,000	50,000
25 "	239,000	478,000	593,000	304,000	419,000	361,000	419,000	100,000	50,000
30 "	243,000	485,000	596,000	319,000	429,000	374,000	429,000	100,000	50,000
40 "	263,000	527,000	637,000	360,000	472,000	416,000	472,000	100,000	50,000
50 "	278,000	543,000	649,000	384,000	491,000	438,000	491,000	100,000	50,000
60 "	305,000	570,000	675,000	410,000	517,000	464,000	517,000	100,000	50,000
80 "	329,000	582,000	684,000	431,000	531,000	481,000	531,000	100,000	50,000
100 "	351,000	592,000	689,000	448,000	544,000	496,000	544,000	100,000	50,000
120 "	379,000	620,000	717,000	476,000	572,000	524,000	572,000	100,000	50,000
150 "	413,000	654,000	751,000	510,000	606,000	558,000	606,000	100,000	50,000
180 "	449,000	685,000	781,000	540,000	637,000	588,000	637,000	100,000	50,000
210 "	478,000	704,000	800,000	559,000	656,000	607,000	656,000	100,000	50,000
240 "	507,000	724,000	820,000	579,000	676,000	627,000	676,000	100,000	50,000
270 "	536,000	743,000	839,000	598,000	695,000	646,000	695,000	100,000	50,000
300 "	564,000	762,000	858,000	617,000	714,000	665,000	714,000	100,000	50,000
350 "	589,000	787,000	880,000	643,000	739,000	691,000	739,000	100,000	50,000
400 "	611,000	819,000	904,000	673,000	770,000	722,000	770,000	100,000	50,000
450 "	632,000	851,000	928,000	704,000	802,000	753,000	802,000	100,000	50,000
500 "	654,000	882,000	952,000	734,000	833,000	784,000	833,000	100,000	50,000
550 "	676,000	914,000	977,000	765,000	864,000	815,000	864,000	100,000	50,000
600 "	698,000	946,000	1,001,000	795,000	896,000	845,000	896,000	100,000	50,000
700 "	721,000	979,000	1,030,000	827,000	928,000	877,000	928,000	100,000	50,000
800 "	744,000	1,013,000	1,064,000	860,000	962,000	910,000	962,000	100,000	50,000
900 "	768,000	1,047,000	1,099,000	893,000	995,000	944,000	995,000	100,000	50,000
1,000 "	791,000	1,081,000	1,133,000	926,000	1,029,000	977,000	1,029,000	100,000	50,000
1,100 "	814,000	1,116,000	1,168,000	959,000	1,063,000	1,010,000	1,063,000	100,000	40,000
1,200 "	837,000	1,150,000	1,203,000	991,000	1,097,000	1,044,000	1,097,000	100,000	50,000
1,200 百万を超え 2,500 百万までのもの	837千円に1億円ごと に19千円を加算	1,150千円に1億円ごと に26千円を加算	1,203千円に1億円ごと に22千円を加算	991千円に1億円ごと に20千円を加算	1,097千円に1億円ごと に21千円を加算	1,044千円に1億円ごと に21千円を加算	1,097千円に1億円ごと に21千円を加算	100,000	50,000
2,500 百万を超え 5,000 百万までのもの	1,084千円に1億円ごと に14千円を加算	1,488千円に1億円ごと に17千円を加算	1,489千円に1億円ごと に17千円を加算	1,251千円に1億円ごと に14千円を加算	1,370千円に1億円ごと に14千円を加算	1,317千円に1億円ごと に14千円を加算	1,370千円に1億円ごと に14千円を加算	100,000	50,000
5,000 百万を超え 10,000 百万までのもの	1,434千円に1億円ごと に8千円を加算	1,913千円に1億円ごと に12千円を加算	1,914千円に1億円ごと に12千円を加算	1,601千円に1億円ごと に8千円を加算	1,720千円に1億円ごと に8千円を加算	1,667千円に1億円ごと に8千円を加算	1,720千円に1億円ごと に8千円を加算	100,000	50,000
10,000 百万を超え 50,000 百万までのもの	1,834千円に1億円ごと に5千円を加算	2,513千円に1億円ごと に7千円を加算	2,514千円に1億円ごと に7千円を加算	2,001千円に1億円ごと に5千円を加算	2,120千円に1億円ごと に5千円を加算	2,067千円に1億円ごと に5千円を加算	2,120千円に1億円ごと に5千円を加算	100,000	50,000
50,000 百万を超えるもの	3,834千円に1億円ごと に4千円を加算	5,313千円に1億円ごと に6千円を加算	5,314千円に1億円ごと に6千円を加算	4,001千円に1億円ごと に4千円を加算	4,120千円に1億円ごと に4千円を加算	4,067千円に1億円ごと に4千円を加算	4,120千円に1億円ごと に4千円を加算	100,000	50,000

※注 評価額とは、各類型に係る対象不動産の評価に影響を及ぼす権利（借地権、共有持分等）が存在しないとした場合の鑑定評価額をいう。